令和２年６月１０日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和元年（行ウ）第６２号　損害賠償請求事件（住民訴訟）

口頭弁論終結日　令和２年２月１０日

判　　決

神奈川県鎌倉市[redacted]

原　　告　[redacted]

神奈川県鎌倉市[redacted]

同　[redacted]

神奈川県鎌倉市御成町１８番１０号

被　　告　鎌倉市長

松尾崇

同訴訟代理人弁護士　高荒敏明

同指定代理人　別紙指定代理人目録記載のとおり

主　　文

１　本件各訴えをいずれも却下する。

２　訴訟費用は原告らの負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

被告は，松尾崇に対し，平成３１年３月１日に一般社団法人日本トンネル技術協会に支払った平成２９年度北鎌倉隧道安全対策業務委託費４５２５万２０００円のうち，２５０万円の返還を請求せよ。

第２　事案の概要等

１　事案の概要

鎌倉市の住民である原告らが，被告に対し，松尾崇に，平成３１年３月１日に一般社団法人日本トンネル技術協会に支払った平成２９年度北鎌倉隧道安全対策業務委託費４５２５万２０００円のうち，２５０万円の返還を求める地方

横浜地方裁判所

自治法２４２条の２第１項４号本文に基づく損害賠償請求の義務付けの訴え（住民訴訟）の事案である。

２　前提事実（争いのない事実及び記録上明らかな事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

以下，前提事実を引用する場合，単に「前提事実」といい，前提事実記載(1)の事実を「前提事実(1)」のように表記する。

(1)　原告らは鎌倉市（以下「市」という。）の住民であり，被告は，市の公金の支出，契約の締結等について権限を有する市の執行機関である市長である（以下，執行機関である市長の立場としてではなく，個人の立場としての松尾崇を「松尾氏」という。）。（争いがない。）

(2)　北鎌倉隧道（以下「本件隧道」という。）は，昭和になってから市内に存する尾根の一部に作られた素掘りのトンネルである。（乙２，弁論の全趣旨）

市は，本件隧道の安全対策工法につき，市の最終案の決定に資する成果をとりまとめることを目的として，平成２９年９月５日付けで，一般社団法人日本トンネル技術協会（以下「トンネル技術協会」という。）との間で，業務委託料を４２７０万３２００円とする平成２９年度北鎌倉隧道安全対策検討業務委託契約（以下「平成２９年度契約」という。）を締結した（上記業務委託料は，最終的に４５２５万２０００円と変更された。）。（乙２，乙３の１，乙３の５，乙３の６，弁論の全趣旨）

(3)　原告らは，平成３０年３月１日，被告に対し，横浜地方裁判所に，業務委託料４２７０万３２００円の支出の差止めを求める地方自治法２４２条の２第１項１号に基づく差止め請求（以下「本件差止め請求」という。）に係る訴え（同裁判所平成３０年（行ウ）第２１号）を提起した。（乙２，乙４，弁論の全趣旨）

(4)　横浜地方裁判所は，平成３１年２月１３日，原告らの請求を棄却する旨の判決を言い渡した。（乙２，弁論の全趣旨）

横浜地方裁判所

(5) 原告らは，上記(4)の判決を不服として東京高等裁判所に控訴をしたところ（同裁判所平成３１年（行コ）第５３号），トンネル技術協会が，平成３１年１月３１日，市に対し，平成２９年度契約に係る業務報告書（甲２）を提出し，その業務を完成させたため，市は，同年３月１日，トンネル技術協会に対し，業務委託料として４５２５万２０００円を支出した。（甲２，乙３の１・７，弁論の全趣旨）

そこで，原告らは，東京高等裁判所の第１回口頭弁論期日（令和元年５月２０日）において，本件差止め請求に係る訴えを，松尾氏に上記４５２５万２０００円を支払うよう請求せよとの地方自治法２４２条の２第１項４号本文に基づく損害賠償請求の義務付けを求める訴えに交換的に変更する内容の訴え変更申立書を陳述し，被告は，その変更に異議がないと述べたので，同裁判所は，この訴え変更を許可した上，同期日において，口頭弁論を終結した。（乙３の１，乙４，乙５，弁論の全趣旨）

(6) 東京高等裁判所は，令和元年６月２６日，本件控訴を棄却する旨の判決を言い渡し，同判決は，その後確定した（以下，上記確定判決を「本件確定判決」という。）。（乙３の１，弁論の全趣旨）

(7) 原告らは，令和元年７月１６日付けで，鎌倉市監査委員に対し，平成２９年度契約に基づき，市がトンネル技術協会に支出した４５２５万２０００円のうち，松尾氏は市に対し，相当額を弁済すべきであるとの監査請求をし，鎌倉市監査委員は，同年９月１１日付けで，原告らの上記請求は理由がないとしてこれを棄却する旨の判断をし，これをその頃，原告らに通知した。（甲１，弁論の全趣旨，記録上明らかな事実）

(8) 原告らは，令和元年１０月７日，「被告は，平成３１年３月１日にトンネル技術協会に支払った平成２９年度北鎌倉隧道安全対策業務委託費４５２５万２０００円のうち，２５００万円を鎌倉市に返還することを請求する。」という請求の趣旨で当庁に本件訴えを提起し，本件第１回口頭弁論期日（令

和２年２月１０日）において，上記請求の趣旨を「被告は，松尾氏に対し，平成３１年３月１日にトンネル技術協会に支払った平成２９年度北鎌倉隧道安全対策業務委託費４５２５万２０００円のうち，２５０万円の返還を請求せよ。」との内容（前記(5)で，東京高等裁判所の第１回口頭弁論期日において，交換的に変更された訴えと，損害賠償請求の金額が異なる（４５２５万２０００円のうち，２５０万円）だけで，同一の請求に係る訴え）に改める訴え変更申立書を陳述した。（記録上明らかな事実）

３　主要な争点

本件の争点は，(1)本件訴えが訴権の濫用に当たるか否か，(2)本件訴えは，前訴の本件確定判決の既判力に触れるか否か，(3)損害賠償請求の義務付け請求の当否である。

４　主要な争点に関する当事者の主張の骨子

(1)　本件訴えが訴権の濫用に当たるか否か（争点(1)）

（被告の主張）

原告らは，本件確定判決で対象とされた平成２９年度契約に基づく４５２５万２０００円の支払の適否について，その支払は違法ではないと判断されたにもかかわらず，本件訴えにおいて，再びその支払の一部が違法である（減額して支払うべきであったのにその全額を支払った違法である）旨主張しており，その主張を東京高等裁判所における口頭弁論終結までにすることは可能であったから，原告らによる本件訴え提起は，前訴である本件確定判決の判断を蒸し返すものに過ぎず，訴訟上の信義則に照らし，不適法であり，却下を免れない。

（原告らの主張）

争う。

(2)　本件訴えは，前訴の本件確定判決の既判力に触れるか否か（争点(2)）

（被告の主張）

横浜地方裁判所

前記(1)の「被告の主張」のとおり，原告らは，本件確定判決で対象とされた平成２９年度契約に基づく４５２５万2000円の支払の適否について，その支払は違法ではないと判断されたにもかかわらず，本件訴えにおいて，再びその支払の一部が違法である旨主張しており，その主張は，本件確定判決の既判力によって遮断されるものである。

（原告らの主張）

争う。

(3)　損害賠償請求の義務付け請求の当否（争点(3)）

（原告らの主張）

トンネル技術協会は，平成２９年度契約において，本件隧道について，仕様外の仮設工事の再検討をしており，この部分については，最小の経費で最大の効果を上げることを求める地方自治法２条１４項に違反し，その部分（２５０万円であると見積もられる。）を，被告は，同協会に減額して支払うべきであったのに，全額の支払をしたから，少なくとも市に生じた２５０万円の損害につき，被告は，松尾氏に，市に同額の損害賠償をするよう請求すべきである。

（被告の主張）

否認ないし争う。

第３　当裁判所の判断

１　本件訴えが訴権の濫用に当たるか否か（争点(1)）について

(1)　後訴の請求又は後訴における主張が，実質的に前訴のそれの蒸し返しにすぎない場合には，後訴の請求又は後訴における主張は，信義則に照らして許されないものと解するのが相当である（最高裁昭和５１年９月３０日第一小法廷判決・民集３０巻８号７９９頁，最高裁昭和５２年３月２４日第一小法廷判決・集民１２０号２９９頁参照）。

(2)　前提事実によれば，原告らは，本件確定判決で対象とされた平成２９年度

横浜地方裁判所

契約に基づく４５２５万２０００円の支払の適否について，本件差止め請求に係る訴え（地方自治法２４２条の２第1項１号）を当庁に提起し（前提事実(3)），請求棄却の判決を受けたため（前提事実(4)），控訴をし，その控訴審において，市によって上記支出がされたため，上記４５２５万２０００円につき，松尾氏に市が損害賠償するよう請求することを求める義務付け請求（地方自治法２４２条の２第１項４号本文）に訴えを交換的に変更し（前提事実(5)），当該請求につき，控訴審において控訴棄却の判決（本件確定判決。上記控訴棄却の主文は，控訴審において，交換的に変更された上記請求に対する請求棄却の主文の趣旨であると解される。）を受け，その後，同判決は確定し（前提事実(6)），本件確定判決の言渡しからわずか１か月足らずで監査委員に対し監査請求をし（前提事実(7)），その約３か月後には，本件確定判決で対象とされた上記損害賠償請求の一部の損害賠償請求を義務付ける内容の本件訴えを提起（本件訴え提起時は，２５００万円の請求の義務付け請求であったが，その後，２５０万円の請求の義務付け請求に訴えを変更）した（前提事実(8)）ものと認められる。

そうすると，本件訴えは，本件確定判決において，平成２９年度契約に係る上記４５２５万２０００円の支出が違法ではないと判断されたにもかかわらず，再びその支払の一部が違法である（減額して支払うべきであったのにその全額を支払った違法である）旨主張して損害賠償請求の義務付け請求をするものである。

しかも，原告らは，本件訴えにおいて，トンネル技術協会は，平成２９年度契約において，本件隧道について，仕様外の仮設工事の再検討をしており，この部分が違法である旨主張するのであるが，前提事実(5)によれば，東京高等裁判所で審理中である平成３１年１月３１日，トンネル技術協会は，市に業務報告書を提出し，その業務を完成させていることが認められるから，この業務報告書と仕様書とを比較対照すれば，容易に上記主張をすることは可

能であったといえ，原告らの上記主張を東京高等裁判所における口頭弁論終結時までにすることが不可能であったとは認め難いから，原告らによる本件訴え提起は，前訴である本件確定判決の判断を実質的に蒸し返すためになされたものといわざるを得ず，訴訟上の信義則に照らし，不適法であり，却下を免れないものというべきである（もとより，本件訴え（訴え変更後の請求を含む。）は，本件確定判決の既判力に抵触するものでもある。）。

2　結論

よって，本件訴えは，不適法であり，その余の争点について判断するまでもなく，却下を免れないから，原告らの本件各訴えをいずれも却下することとして，主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第１民事部

裁判長裁判官　河　村　浩

裁判官　寺　田　悠　亮

裁判官鈴木章太郎は，差し支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官　河　村　浩

横浜地方裁判所